

中心市街地の活性化に資する国の支援措置に係る令和6年度予算案の概要

資料2-1

| 整理番号 | 支援措置名 | 支援措置の概要 | 支援措置区分 | 担当部局等 | | 令和6年度 予算案の額 (百万円) | 新規 拡充 継続 | 令和5年度 予算額 (百万円) | 令和6年度 税制改正要望 の有無 | 根拠法の 有無 | 制度等の根拠 | 備考 |
|------|-----------------------|--|--------|----------------|---------------------|-------------------------|----------------|----------------------------------|------------------------|------------|--|----|
| 1 | デジタル田園都市国家構想交付金 | デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル実装に必要な経費を支援するとともに、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。 | (2)② | 内閣府 | 地方創生推進事務局 | 100,000の内数 | 継続 | 100,000 | — | ○ | 地域再生法第5条4項1号 地域再生法13条 | |
| 2 | 就学前教育・保育施設整備交付金 | 保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。 | (3) | こども家庭庁 | 成育局保育政策課 | 24,462 | 拡充 | 29,517 | — | ○ | 児童福祉法第56条4の3 | |
| 3 | 保育対策総合支援事業費補助金 | 小規模保育等の改修等や保育人材確保等に必要経費の一部を支援する。 | (3) | こども家庭庁 | 成育局保育政策課 | 45,852 | 拡充 | 45,702 | — | — | | |
| 4 | 地域少子化対策重点推進交付金 | 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組(結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組)を支援するとともに、結婚に伴う新生活を経済的に支援する結婚新生活支援事業(新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助)の取組を支援する。 | (3) | こども家庭庁 | 長官官房 少子化対策室 | 1,000 | 継続 | 1,000 (別に令和4年度 第2次補正9,000) | — | — | — | |
| 5 | 中心市街地活性化ソフト事業 | 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。 | (2)① | 総務省 | 地域力創造グループ地域振興室 | — | 継続 | — | — | — | — | |
| 6 | 中心市街地再活性化特別対策事業 | 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。 | (2)① | 総務省 | 地域力創造グループ地域振興室 | — | 継続 | — | — | — | — | |
| 7 | 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 | 地域の特色ある文化財建造物を保存・活用するため、国が指定等した重要文化財等の保存修理等に対し支援する。 | (3) | 文部科学省 (文化庁) | 文化資源活用課 | 11,334 | 拡充 | 11,334 | — | ○ | 文化財保護法第35条1項 | |
| 8 | 伝統的建造物群基盤強化 | 歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援する。 | (3) | 文部科学省 (文化庁) | 文化資源活用課 | 1,567 | 拡充 | 1,567 | — | ○ | 文化財保護法第146条 | |
| 9 | 公立文教施設の整備 | 地域コミュニティの拠点としての学校施設や、社会体育施設の整備について支援を行う。 | (3) | 文部科学省 | 大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 | 68,346の内数 | 継続 | 68,718の内数 | — | ○ | 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項、第12条第1項 | |
| 10 | 医療提供体制施設整備交付金 | 医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、医療施設等の施設整備を支援する。都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県の自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。 | (3) | 厚生労働省 | 医政局 | 2,555 | 継続 | 2,555 | — | — | — | |
| 11 | 社会福祉施設等施設整備費補助金 | 障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿として通所施設等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。 | (3) | 厚生労働省 | 社会・援護局障害保健福祉部 | 4,474 | 継続 | 4,462 | — | ○ | 生活保護法第75条第2項 等 | |

| 整理番号 | 支援措置名 | 支援措置の概要 | 支援措置区分 | 担当部局等 | | 令和6年度 予算案の額 (百万円) | 新規 拡充 継続 | 令和5年度 予算額 (百万円) | 令和6年度 税制改正要望 の有無 | 根拠法の 有無 | 制度等の根拠 | 備考 |
|------|---|--|--------|-------|------------------------|---|----------------|---|------------------------|------------|-------------------------------|----|
| 12 | 地域支援事業交付金等 | 地域支援事業交付金のメニューの一つとして、空き家等の民間賃貸住宅や、公的賃貸住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等への入居支援を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する。 | (3) | 厚生労働省 | 老健局 | 180,433 | 継続 | 193,274 | — | ○ | 介護保険法第122条の2 | |
| 13 | 農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金) | 地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。 | (3) | 農林水産省 | 農村振興局 | 76,999の内数 | 継続 | 77,390の内数 | — | ○ | 食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条 | |
| 14 | 農村集落基盤再編・整備事業 (沖縄振興公共投資交付金) | 地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。 | (3) | 農林水産省 | 農村振興局 | 36,806の内数 | 継続 | 36,806の内数 | — | ○ | 食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条 | |
| 15 | 地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金) | 農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。 | (3) | 農林水産省 | 農村振興局 | 76,999の内数 | 継続 | 77,390の内数 | — | ○ | 食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条 | |
| 16 | 地域用水環境整備事業 (沖縄振興公共投資交付金) | 農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。 | (3) | 農林水産省 | 農村振興局 | 36,806の内数 | 継続 | 36,806の内数 | — | ○ | 食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条 | |
| 17 | 食品流通拠点施設整備事業 (強い農業づくり総合支援交付金の一部) | 卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援する。 | (3) | 農林水産省 | 新事業・食品産業部 | 12,052の内数 | 継続 | 12,052の内数 | — | ○ | 卸売市場法第16条 | |
| 18 | 商店街等活性化支援事業 (中小企業基盤整備機構運営費交付金) | 複数の専門家で構成するプロジェクトチームにおける面的伴走支援等を通じて、地域の事業推進体制の強化・地域内の人材育成・事業収益力の強化(事業の磨き上げ)を後押しするとともに、面的地域価値の向上を図る。 | (2)② | 中小企業庁 | 商業課 | [中小企業基盤整備機構 運営費交付金] 22,000の内数 | 拡充 | [中小企業基盤整備機構 運営費交付金] 18,300の内数 | — | — | | |
| 19 | 中心市街地・商店街に出店・事業を行う 中小小売業者等の設備投資資金等 に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金)) | 経産大臣の認定を受けた商業施設等整備事業者等に対して、経営基盤の強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得、ショッピングセンターへの入居等に必要資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行う。 | (3) | 経済産業省 | 中心市街地活性化室 | — | 継続 | — | — | — | | |
| 20 | 中心市街地共同住宅供給事業 | 認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。 | (1) | 国土交通省 | 住宅局市街地建築課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | ○ | 中心市街地の活性化に関する法律22条～34条 | |
| 21 | 都市開発資金(用地先行取得資金) | [中心市街地活性化促進用地] 都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に利用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行います。 | (2)① | 国土交通省 | 都市局市街地整備課 | — | 継続 | — | — | ○ | 都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号、第2項 | |
| 22 | 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業) | 中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援します。 | (2)① | 国土交通省 | 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 拡充 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |

| 整理番号 | 支援措置名 | 支援措置の概要 | 支援措置区分 | 担当部局等 | | 令和6年度 予算案の額 (百万円) | 新規 拡充 継続 | 令和5年度 予算額 (百万円) | 令和6年度 税制改正要望 の有無 | 根拠法の 有無 | 制度等の根拠 | 備考 |
|------|---|---|--------|-------|-------------------------|---|----------------|---|------------------------|------------|--------|----|
| 23 | 社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業) 防災・安全交付金(都市公園・緑地等事業) | 都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行います。 | (2)② | 国土交通省 | 都市局公園緑地・景観課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 24 | 社会資本整備総合交付金(河川事業、統合河川環境整備事業) 防災・安全交付金(河川事業) | 中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。 | (2)② | 国土交通省 | 水管理・国土保全局 河川環境課・治水課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 25 | 社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) | 基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。 | (2)② | 国土交通省 | 水管理・国土保全局 治水課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 26 | 社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) | 中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。 | (2)② | 国土交通省 | 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 27 | 社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業) | 住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。 | (2)② | 国土交通省 | 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 28 | 社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業) 防災・安全交付金(バリアフリー環境整備促進事業) | バリアフリー法(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備、認定特定建築物の建築または不特定かつ多数の者が利用し、若しくは主として高齢者・障害者等が利用する既存建築物のバリアフリー改修工事に対し支援を行います。 | (2)② | 国土交通省 | 住宅局市街地建築課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 29 | 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業) | 市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。 | (2)② | 国土交通省 | 住宅局市街地建築課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 30 | 社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業) | 既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。 | (2)② | 国土交通省 | 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 31 | 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業) | 地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行います。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられます。 | (2)② | 国土交通省 | 住宅局住宅総合整備課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 32 | 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業) | 住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するための支援を行います。 | (2)② | 国土交通省 | 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 33 | 社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業) | 中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。 | (2)② | 国土交通省 | 港湾局計画課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |

| 整理番号 | 支援措置名 | 支援措置の概要 | 支援措置区分 | 担当部局等 | 令和6年度 予算案の額 (百万円) | 新規 拡充 継続 | 令和5年度 予算額 (百万円) | 令和6年度 税制改正要望 の有無 | 根拠法の 有無 | 制度等の根拠 | 備考 |
|------|--|--|--------|-----------------------------------|---|----------------|---|------------------------|------------|---|---------------|
| 34 | 地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備 | 地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ国有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援する。 | (3) | 国土交通省 官庁営繕部計画課 | 17,421の内数 | 継続 | 17,320の内数 | — | — | — | |
| 35 | 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業)等 | 多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援します。 | (3) | 国土交通省 総合政策局地域交通課 | 21,405の内数 | 拡充 | 22,247の内数 | — | ○ | 離島航路整備法第三条(離島航路への補助のみ) | |
| 36 | 民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援 | 民間事業者が施行する都市再生特別措置法第2条第1項に規定する都市開発事業(以下「民間都市開発事業」という。)の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、(一財)民間都市開発推進機構が出資等(まち再生出資)を行うことにより、民間資金の誘導を図るものです。 なお、民間都市開発事業について、(一財)民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画、同法第95条に規定する民間誘導施設等整備事業計画又は広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律第7条に規定する民間拠点施設整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。 | (3) | 国土交通省 都市局まちづくり推進課 都市開発金融支援室 | — | 継続 | — | — | ○ | 都市再生特別措置法第71条第1項第1号及び第103条第1項第1号 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項第1号 | まち再生基金を原資に支援。 |
| 37 | 官民連携まちなか再生推進事業 | まちなかの賑わいの創出や「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成など、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民連携によるエリアプラットフォームの構築や目指す将来像の共有に向けた未来ビジョン等の策定、未来ビジョン等の実現に向けた取組を総合的に支援します。 | (3) | 国土交通省 都市局まちづくり推進課 | 300 | 継続 | 315 | — | — | — | |
| 38 | 都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金) | 地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、無利子貸付を行います。 なお、貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要があります。 | (3) | 国土交通省 都市局まちづくり推進課 | — | 継続 | — | — | ○ | 都市開発資金の貸付に関する法律第1条 都市開発資金の貸付に関する法律施行令第26条、第27条 | |
| 39 | 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) 防災・安全交付金(都市再生整備計画事業) | 市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金により支援を行います。また、災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的として、防災・安全交付金により支援を行います。 | (3) | 国土交通省 都市局市街地整備課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 拡充 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | ○ | 都市再生特別措置法第47条 | |
| 40 | 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 防災・安全交付金(市街地再開発事業等) | 空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。 | (3) | 国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 拡充 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |

| 整理番号 | 支援措置名 | 支援措置の概要 | 支援措置区分 | 担当部局等 | | 令和6年度 予算案の額 (百万円) | 新規 拡充 継続 | 令和5年度 予算額 (百万円) | 令和6年度 税制改正要望 の有無 | 根拠法の 有無 | 制度等の根拠 | 備考 |
|------|---|---|--------|-------|--|---|----------------|---|------------------------|------------|---|----|
| 41 | 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業) | 防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するため施行する土地区画整理事業(都市再生区画整理事業)を支援します。 | (3) | 国土交通省 | 都市局市街地整備課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 42 | 都市構造再編集中支援事業 | 「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共施設誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。 | (3) | 国土交通省 | 都市局市街地整備課 | 70,068 | 拡充 | 70,000 | — | ○ | 都市再生特別措置法第47条 | |
| 43 | 社会資本整備総合交付金(まちなかウォーカーブル推進事業) 都市再生推進事業費補助(まちなかウォーカーブル推進事業) | 車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援する。 | (3) | 国土交通省 | 都市局街路交通施設課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【補助金】 590 | 拡充 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【補助金】 589 | — | ○ | 都市再生特別措置法第47条 | |
| 44 | 社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業) 防災・安全交付金(都市・地域交通戦略推進事業) 都市・地域交通戦略推進事業費 | 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援する。 | (3) | 国土交通省 | 都市局街路交通施設課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 【補助金】 1,000 | 拡充 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 【補助金】 1,000 | — | — | 社会資本整備総合交付金交付要綱 都市・地域交通戦略推進事業制度要綱 都市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱 | |
| 45 | 社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業) | 地域づくりの一環として、地域公共交通ネットワークの再構築に必要な鉄道施設・バス施設の整備に対して支援を行います。 | (3) | 国土交通省 | 総合政策局地域交通課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 | — | — | — | |
| 46 | 社会資本整備総合交付金(河川事業、統合河川環境整備事業) 防災・安全交付金(河川事業) | 認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行います。 | (3) | 国土交通省 | 水管理・国土保全局 河川環境課・治水課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 | — | — | — | |
| 47 | 社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業) 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業等 | 都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地等の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。 | (3) | 国土交通省 | 道路局環境安全・防災課 都市局街路交通施設課 都市局市街地整備課 | 【社会資本整備総合交付金】 506,453の内数 【防災・安全交付金】 870,652の内数 【補助事業】 510,573の内数 | 継続 | 【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 【補助事業】 511,319の内数 | — | — | — | |
| 48 | 空き家対策総合支援事業 | 空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援を行います。 | (3) | 国土交通省 | 住宅局住宅総合整備課 住環境整備室 | 5,900 | 拡充 | 5,400 | — | ○ | 空家等対策の推進に関する特別措置法第15条 | |
| 49 | 鉄道駅総合改善事業費補助 | 駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援を行います。 | (3) | 国土交通省 | 鉄道局都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室 | 2,101 | 継続 | 2,055 | — | — | | |
| 50 | 鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切保安設備整備) | 踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備及び災害時の踏切道の適確な管理のために行う踏切監視用カメラの整備等に係る費用に対し支援を行います。 | (3) | 国土交通省 | 鉄道局施設課 | 4,514の内数 | 継続 | 5,035の内数 | — | ○ | 踏切道改良促進法第19条 | |
| 51 | 地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助) | 大都市圏における交通混雑の緩和や鉄道の利用者利便の増進を図るため、地下高速鉄道や空港アクセス鉄道の整備、利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し支援を行います。 | (3) | 国土交通省 | 鉄道局都市鉄道政策課 | 13,864の内数 | 継続 | 8,073の内数 | — | — | ○地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱 ○空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付要綱 ○幹線鉄道等活性化事業費補助交付要綱 | |

| 整理番号 | 支援措置名 | 支援措置の概要 | 支援措置区分 | 担当部局等 | 令和6年度 予算案の額 (百万円) | 新規 拡充 継続 | 令和5年度 予算額 (百万円) | 令和6年度 税制改正要望 の有無 | 根拠法の 有無 | 制度等の根拠 | 備考 |
|------|---------------|---|--------|---------------------|-------------------------|----------------|-----------------------|------------------------|------------|---------------------------------------|----|
| 52 | 都市鉄道利便増進事業費補助 | 相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク(既存ストック)を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。 | (3) | 国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課 | 1,400 | 継続 | 6,736 | — | ○ | ○都市鉄道等利便増進法 ○都市鉄道利便増進事業費 補助交付要綱 | |

支援措置区分 (1):法に定める特別の措置 (2)①:認定と連携した特例措置 (2)②:認定と連携した重点的な支援措置 (3):その他の支援措置